

画論概要の順に講じたことがわかる。

① 『校友会雑誌』

校友会機関誌『錦巷雜綴』は岡倉校長時代の終焉とともに廃刊となり、明治三十二年十一月九日に至り本誌が創刊された。編輯兼発行代表人は前波覚次郎。第三号（三十三年八月二十三日）より平子尚（鐸嶺）がこれに代わり、最終第五号（三十四年四月三日）まで鋭意編集に努め、また自ら論説を登載している。

② 丹青会

明治三十二年十一月、本校卒業生有志は日本美術院・日本絵画協会とは別途に日本画の発展を図るため丹青会を組織した。同会発足に関する記事が『校友会雑誌』第二号に次のように掲載されている。

丹青會 本會は當年十一月を以て其組織なり専ら日本畫會^{〔界カ〕}の發達を期し翌四月公會を催す由 今本會規則を得たれば左に掲げむ

丹青會趣旨

本會は東京美術學校關係者の作品を一堂に蒐て公衆の縦覽に供し以て社會の品評を求め各自の技能を競べ本邦繪畫の發達を期せんとす 故に本會は形式に流れ情弊に陥る恐れあるべき審査授賞を行はずたゞ相互批評して以て研鑽に資するのみ 此れ本會の他と趣を異にする所也 今左に本會の規程を掲げ同窓諸君の協贊を望み併せて出品に吝ならざらむことを冀ふ

發起人 嶋田友春 大村西崖

溝口宗文 本多天城

天草神來 中村如等

結城素明 高橋烏谷

岡田秋嶺 山崎香雲

大森敬堂 加藤南涯

河邊正夫 建部香湯

筆谷等觀 前波鶴年

丹青會規程

第一條 本會の目的は相互協力して我國繪畫の發達を圖るにあり

第二條 本會事務所は

〔空白〕

第三條 本會は別に役員を設けず發起人一同其任に當る

第四條 毎年春秋の二回展覽會を開き普く公衆の縦覽に供す

第五條 本會の出品は日本繪畫に限る

〔第六條欠損〕

第七條 出品は東京美術學校關係者に限る

第八條 出品は鑑査の上陳列せざることあるべし

第九條 本會に出品せんとするものは本會にて定むる所の雛形に倣ひて目錄を製し出品物に添付し本會事務所へ宛て差出すべし

第十條 出品は陳列に適當なる裝飾を要す

但し地方出品にして運搬不便のものは依頼により本會に於て之を引受け装置すと雖ども其費用は左の規定に